

離職者生活支援給付金【概要】

◇給付対象者：次の要件のすべてを満たす方

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から9月30日までの期間に離職し、申請日において再就職の見込みがないこと
- ②令和2年4月1日から申請日まで、引き続き土幌町に住所を有していること
- ③離職の日まで3ヶ月以上、雇用保険の被保険者として同一の使用者に雇用されていたこと（法人の代表者や個人事業主は除く）
- ④生活保護を受給していないこと

◇給付額：離職の日から給付申請日までの期間が、

- ①1ヶ月以上経過している場合 5万円
- ②2ヶ月以上経過している場合 10万円

※1人につき上限を100,000円とし、給付は1人につき1回まで

離職された方への給付と併せて、町内での再就職を希望される方に対しては、再就職に向けた相談等に応じながら、町内での就労を支援します。

